令和2年度食品リサイクル法に基づく定期報告の取りまとめ結果の概要

令和2年度食品リサイクル法に基づく食品廃棄物等多量発生事業者(年間発生量100トン以上の事業者)の定期報告の取りまとめ結果は以下のとおりとなった。

1 食品廃棄物等の発生量

食品廃棄物等多量発生事業者からの食品廃棄物等の年間発生量は、14,142 千トンとなり、前年度に比べ6.4%の減少となった。

これを業種別にみると、食品製造業は12,800千トン(前年度比5.9%減)、食品卸売業は100千トン(同4.2%減)、食品小売業は826千トン(同6.0%減)、外食産業は415千トン(同20.9%減)となった。

_		(単位・エドン)	_
業種	令和2年度	(参考)令和元年度	対前年度増減率
食品産業計	14, 142	15, 105	-6.4%
食品製造業	12, 801	13, 597	-5.9%
食品卸売業	100	104	-4. 2%
食品小売業	826	879	-6.0%
外食産業	415	525	-20.9%

(単位: 千トン)

2 食品循環資源の再生利用等実施率

食品廃棄物等多量発生事業者による食品循環資源の再生利用等実施率は、 食品産業全体では92%で、業種別にみると、食品製造業は97%、食品卸売業 は71%、食品小売業は62%、外食産業は43%であった。

なお、食品リサイクル法に基づく食品循環資源の再生利用等実施率の目標は、令和6年度までに食品製造業で95%、食品卸売業で75%、食品小売業で60%、外食産業で50%に向上させることとなっている。

業種	令和2年度	(参考)令和元年度	目標値
食品産業計	92%	92%	ı
食品製造業	97%	97%	95%
食品卸売業	71%	66%	75%
食品小売業	62%	57%	60%
外食産業	43%	43%	50%

[※]対前年度増減率は、それぞれトン単位の数値を基に算出している。

3 公表に同意いただいた事業者数

令和2年度の定期報告において、報告内容[※]を国が公表することに同意いた だいた事業者数は2,329件(報告数の82%)であった。

これを業種別にみると、食品製造業は 2,359 件(事業者数の 83%)、食品卸売業は 154 件(同 79%)、食品小売業は 411 件(同 82%)、外食産業は 376 件(同 74%) となった。

(単位:件)

a.			
業種	同意数	報告数 (事業者数)	同意いただいた
	A	В	割合 (A/B)
食品産業計	2, 329	2, 845	82%
食品製造業	2, 359	2, 832	83%
食品卸売業	154	195	79%
食品小売業	411	502	82%
外食産業	376	511	74%

(注)

複数の業種に該当する事業者があるため、食品産業計と業種別の合計は一致しない。

※公表の対象となるのは、定期報告の内容のうち、「事業者名」、「発生原単位」、「当年度の再生利用等の実施率」、「判断の基準となるべき事項の遵守状況」及び「食品循環資源の再生利用等の促進のための先進的な取組の内容」。

■ 令和2年度食品リサイクル法に基づく定期報告の取りまとめ結果

1 食品廃棄物等の発生量の内訳及び再生利用等実施率

令和2年度の食品リサイクル法第9条第1項に基づく定期報告を集計した結果、食品廃棄物等多量発生事業者(年間発生量100 t 以上の事業者)からの食品廃棄物等の年間発生量は、14.142千 t となった。

その内訳は、再生利用の実施量が10,725千 t (76%) と最も多く、次いで減量した量が1,735千 t (12%)、廃棄物としての処分量が1,021千 t (7%)、熱回収が415千 t (3%)、再生利用以外が246千 t (2%)の順となっている。

再生利用等実施率については、令和元年に公表した基本方針において、令和6年度までに業種全体で食品製造業は95%、食品卸売業は75%、食品小売業は60%、外食産業は50%を達成するよう目標を設定している。

令和2年度は、食品製造業、食品小売業においては目標に達し、また食品卸売業、外食産業においては目標に近づきつつあり、食品産業全体で業種別の目標達成に向けた継続的な取組を進める必要。

年度 令和2年度(定期報告)

※各項目の上段()内の数値は、食品廃棄物等の年間発生量の合計に占める割合である。

	※各項目の上段() 内の剱偃は、食品廃業物等の年間発生量の合計に占める割合であ 食品廃棄物等の年間発生量								
区分	合 計	再生利用 の実施量	熱回収 の実施量	減量した量	再生利 用以外	廃棄物 としての 処分量	発生抑制 の実施量 (※)	再生利用 等実施率	基本方針 における 目標値
Alfa # I	千t	千 t (76)	千 t (3)	千 t (12)	千 t (2)	千 t (7)	千t	%	
産業計 	14,142	10,725	415	1,735	246	1,021	2,925	92	
品製造業	12,801	(80) 10,215	(3) 412	(13) 1,721	(2)	⁽²⁾ 217	2,359	97	}_
部分肉•冷凍肉製造業	153	138			4	11	24	92	
肉加工品製造業	112	107	1	0	4 2 8	3	18	97	
牛乳・乳製品製造業	94	80	1	0 40	8	6	50	90	
その他の畜産食料品製造業	691	641		40	5	4	128	99	
水産缶詰・瓶詰製造業	30	30		0		0	7 0	100	
海藻加工業 塩干·塩蔵品製造業	3 8	3				U	1	100 100	
塩丁・塩風血器塩素 水産練製品製造業	16	3 8 12	0	0	1	2	1 5	87	
小 <u>库</u> 怀表明表是太 冷凍水産物製造業	54	40		0		2 4	28	83	
/////////////////////////////////////	86	63		1	21	2	27	80	
その他の水産食料品製造業	214	117		91	4	2 2	22	98	
野菜缶詰・果実缶詰・農産保存	53	49	0	1	0	3	40	97	
食料品製造業(野菜漬物を除く。)		22		-		9			
野菜漬物製造業 しょうゆ製造業	40 78	22		15 0	6	3	45 12	97 91	
味そ製造業	/ O 5	69 4	0	0	6		12 2	81	
ソース製造業	5 10	4 7		0	1	2	3	78	
	1	3			0	2 0	1	93	
その他の調味料製造業	78	58	1	4	0 4	11	133	93	
甘しゃ糖製造業	430	141	287		2		4	96	
てん菜糖製造業	1,410	559		851			169	100	
砂糖精製業	25	21			4	0	11	88	
ぶどう糖・水あめ・異性化糖製造	427	231		195	1	1	17	100	
术·精麦業	147	135			9	3	46	94	
小麦粉製造業	1,321	1,305			15	1	77	99	
その他の精穀・製粉業	18	17		0	1	0	2	92	
パン製造業	230	223	3 2	0 2	1	4	20	98	
菓子製造業	158	134	2	2	3	16	134	93	
動植物油脂製造業(食用油脂加工業を除く。)	3,089	3,055	1	4	19	9	288	99	
<u> </u>	400	391	2	3 72	1	2	97	99	
でん粉製造業	524	410			41	2 2	19	92	
麺類製造業	72	66	0	0 59	1	4	10	94	
豆腐・油揚製造業	296	211		59	15	11	91	93	<u> </u>
あん類製造業	3	1_	0		0	2 5	0	34	<u> </u>
冷凍調理食品製造業	84	78	0	0	1	5	27 27	95	
そう菜製造業	109 120	84 107	0 1 0	11	1	13 10	25 21	89 93	<u> </u>
すし・弁当・調理パン製造業 レトルト食品製造業	120 6	107 4]	2 1	0 0	10	31 4	93 87	ļ

他に分類されない食料品製造業	368	259	3	72	5	29	168	94	
清涼飲料製造業(茶、コーヒー、 果汁など残さが出るものに限る。)	558	439		68	36	14	345	94	
清涼飲料製造業(その他)	18	15		0	0	2	47	97	
果実酒製造業	2 388	2 326 5				0	0	98	
ビール類製造業	388	326		61	1	1	89	100	
清酒製造業 単式蒸留焼酎製造業	25 536	5 475		12 35	0 6	7 19	4 20	73 05	
早				33	0	19	20	95	
留焼酎製造業を除く。)	145	57	27	51	1	8	49	95	
製茶業 コーヒー製造業	3	2 10	1	~~	0	0	0	87	
	161	(53)	(3)	(7)	(7)	(30)	19	96	J
食品卸売業	100	53		7	7	30	30	71	75
米麦卸売業・雑穀卸売業	16	11	0		5	1	6	77	
野菜卸売業・果実卸売業	35	11	1	7	0	16	3	56	
生鮮魚介卸売業	5	5	0			0	2 3	100	
食肉卸売業	6	4	0		0	2	3	78	
その他の農畜産物・水産物卸 売業	3	2				2	1	66	
食料・飲料卸売業(飲料を中 心とするものに限る。)	18	13	0		1	5	11	81	
食料・飲料卸売業(飲料を中心とするものを除く。)	16		2		2	5	3	64	
食品小売業		(43)	(0)	(0)	(0)	(56)	400	00	
	826	357	0	3	2	464	409	62	60
各種食料品小売業 野菜・果実小売業	593	263				325 0	335 0	65 77	
野米・米夫小児未 食肉小売業(卵・鳥肉を除						0	0	78	
く。) 卵・鳥肉小売業	0					0		70	
鮮魚小売業	0 8	7				0	2	97	
酒小売業	0								
菓子・パン小売業	4	1		n	0	3	1	49	
コンビニエンスストア	210	81	0	0	Ů 0	3 129	69	54	
その他の飲食料品小売業(コン	9	2	0	1		6	2	42	
ビニエンスストアを除く。)		(24)	(0)	(1)	(0)	(75)			
外食産業	415	101	0	4	1	310	127	43	50
食堂・レストラン(麺類を中 心とするものを除く。)	164	29		1	0	134	64	41	
食堂・レストラン(麺類を中 心とするものに限る。)	56	7		1	0	48	13	31	
居酒屋等	22	4		0	0	18	10		
喫茶店	16	3		0	0	12	5	40 57	
ファーストフード店	89	42	0		0	47	20	57	
その他の飲食店(ファースト フード店を除く。)	7	1		0	0	5	7	61	
持ち帰り・配達飲食サービス 業(給食事業を除く。)	32	7		0	0	25	2	28	
給食事業	17	4		1	0	12	5	43	
沿海旅客海運業	0								
内陸水運業	0		ļ	l					
結婚式場業	1	0		0		1	0	30	
旅館業	11	3		1	0	7	1	45	
WINDH AT			<u> </u>	· '			<u> </u>		_

[※] 発生抑制の実施量は、事業者毎に平成19年度発生原単位から令和2年度発生原単位を差し引き、 その差(プラスの場合に限る。)に食品廃棄物等の発生量と密接な関係をもつ値を乗じた値により推計。 ※ 単位未満を四捨五入したため、合計値と内訳の計が一致しない場合がある。

2 食品リサイクル法で規定している食品循環資源の再生利用の用途別の内訳

食品廃棄物等多量発生事業者における、食品リサイクル法で規定している再生利用の用途別の実施量の内訳は、飼料が8,309千 t (77%)と最も多く、次いで肥料が1,493千 t (14%)、メタンが454千 t (4%)、油脂及び油脂製品が369千 t (3%)、炭化して製造される燃料及び還元剤が56千 t (1%)、きのこ類の栽培のために使用される固形状の培地が41千 t 、エタノールが4 t の順となっている。

年度 令和2年度(定期報告)

※ 各項目の上段()内の数値は、食品リサイクル法で規定している 用途別の実施量の合計に占める割合である。

		食品	品リサイク	ル法で規定	している月	用途別の実施	施量	
区 分	合 計	肥料	飼料	きのこ類の栽培のために使用される固形状の培地	メタン	油脂及び油脂製品	る燃料及 び還元剤	エタノール
産業計	千 t 10,725	千 t (14) 1,493	千 t (77) 8,309	千 t (0) 41	千 t (4) 454	千 t (3) 369		千 (0)
品製造業	10,215	(13) 1,360	(79) 8,100	(0) 41	⁽⁴⁾ 412	⁽²⁾ 251	(0) 47	(0)
部分肉•冷凍肉製造業	138	25		41	0	32	47	
肉加工品製造業	107	15			1	25	1	
 牛乳·乳製品製造業	80	20			7	0	1	
その他の畜産食料品製造業	641	113			0 0	56	1	
水産缶詰・瓶詰製造業	30	3			0	0		·····
海藻加工業	3 8	3 0	0 7					
塩干∙塩蔵品製造業	8	0	7			0		
水産練製品製造業	12 40	3	7		0	0 1	1	
冷凍水産物製造業		/	32			1	0	
冷凍水産食品製造業	63	11 12	49		0		0 0	ļ
その他の水産食料品製造業	117	12	88		0	17	0	
野菜缶詰・果実缶詰・農産保存 食料品製造業(野菜漬物を除く。)	49	33			2	0	0	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,
野菜漬物製造業	22 69	15	7		0			,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,
しょうゆ製造業	69	15 6 2 5	62			1	0	
味そ製造業	4 7 3	2	1		0		0	
ソース製造業		5	0		1	1	U	
食酢製造業	50	10	45		0 2	0	4	
その他の調味料製造業 甘しゃ糖製造業	58 141	40 113		0		U	1	
日しや椐袋垣未 てん菜糖製造業	559	113						
砂糖精製業	21	2					1	
ンに付る本 ぶどう糖・水あめ・異性化糖製造 業	231	11	220					
未 精米·精麦業	135	17	85	14		20		
竹木 竹冬木 小麦粉製造業	1,305	4	1,294	6	0	0		
その他の精穀・製粉業	1,000	4 6	11	l	0	l		}
パン製造業	223	12	207		3	1	1	}
菓子製造業	134	47	75	0	9	3	1	<u> </u>
動植物油脂製造業(食用油脂加工業を除く。)	3,055	92		6		61		
食用油脂加工業	391	13	369		0 0	8	1	
でん粉製造業	410	12			0			
麺類製造業	66	13	47		1	4	0	
豆腐•油揚製造業	211	34	158	10	4	4	0	ļ ,
あん類製造業	1	13 34 0 33	0		.0			
冷凍調理食品製造業	78				11	2	1	
そう菜製造業	84	50			5	4	1	ļ
すし・弁当・調理パン製造業	107	33	65		5 5 0	3 0	1	
レトルト食品製造業	4	4	0	.	J 0	. 0	Ö	<u> </u>

他に分類されない食料品製造業	259	137	104	2	12	3	1	0
清涼飲料製造業(茶、コーヒー、 果汁など残さが出るものに限る。)	439	318	60	0	39		23	
清涼飲料製造業(その他)	15 2 326 5 475	7	2	0	2	0	5	0
果実酒製造業	2	1	0		0		0	
ビール類製造業	326	3	320	2	0			
清酒製造業	5	0	4		0	0		0
単式蒸留焼酎製造業	475	70	97		306		3	0
蒸留酒•混成酒製造業(単式蒸	57	2	54		1		0	n
留焼酎製造業を除く。)	37	۷	34		ı		U	U
製茶業コーヒー製造業	2	1	0					
コーヒー製造業	10	10	0		0		0	
食品卸売業	53	(36)	(35) 18	(1)	(8)	(17) 9	(3)	(-) 0
米麦卸売業・雑穀卸売業	11	2	2	1	0	7		
野菜卸売業・果実卸売業	11	9	1		0		0	
生鮮魚介卸売業	5	0	4			1		
食肉卸売業	4	0	3		0	1	0	
その他の農畜産物・水産物卸	2	၁			^	^		
売業	۷				U	l U		
食料・飲料卸売業(飲料を中	13	1	5		2		1	
心とするものに限る。)	13	+	3		_			
食料・飲料卸売業(飲料を中	7	3	3		1	0	n	
心とするものを除く。)	,				(0)		_	(0)
食品小売業	257	(28)	(39)	(0)	(9)	(22)	(2)	(0)
夕廷会拟口小士类	357	99	141	0				0
各種食料品小売業	263	89	116	U	22	30	၁	U
野菜・果実小売業 食肉小売業(卵・鳥肉を除	1	1	U			U		
良肉小元素(卵・局肉を除	0	0	0			0		
卵・鳥肉小売業								
	0		7					
鮮魚小売業	7 0	0				0		
酒小売業	U							
菓子・パン小売業 コンビニエンスストア	81	U	1		U	0	Ų	
コンピーエン人人トア	81	/	16		11	46	1	
その他の飲食料品小売業(コン	2	1	0		1	0	0	
ビニエンスストアを除く。)		(14)	(50)	(0)	(4)	(31)	(1)	(0)
外食産業	101	14	50			31	1	0
食堂・レストラン(麺類を中							_	-
心とするものを除く。)	29	4	10		2	13	0	0
食堂・レストラン(麺類を中	-	_			4			_
心とするものに限る。)	7	3	2		l 1	l 2		0
居酒屋等	4	0	1		0	2	0	0
喫茶店	3	2	2		0	0	0	0
喫茶店 ファーストフード店	42	1	30		0	11		}
その他の飲食店(ファースト	4	^	0		_			
その他の飲食店(ファースト フード店を除く。) 持ち帰り・配達飲食サービス	1	0	0		0	0	0	
持ち帰り・配達飲食サービス	7	4	ာ		^	?	^	
業(給食事業を除く。)	1	1	3		0	2	0	
公 今市	4	1	2		0	0	0	0
沿海旅客海運業	0)
内陸水運業	0							}
結婚式場業	^	^	^		n	n		}
	U	0				U.		
旅館業	0 3	2	1		0	0	n	

[※] 単位未満を四捨五入したため、合計値と内訳の計が一致しない場合がある。